

14日高松市、15日徳島市、16日神戸市に、視察に出かけました。  
毎年1回、議員が所属する4つの常任委員会ごとにある国内視察です。

高松は、市の債権管理の状況について  
今年から、債権管理室を設置されたというので、滞納者に対する具体的な動きについて訊ねました。  
西尾市では、12月議会に「債権管理条例」が提案される予定。

西尾市の市民税でいえば、22年の払っていただけなかった額は14億円にもなりました。悪質な滞納などに対して、  
一昨年以来、監査委員からも条例をつくるよう提言されていたのですが、合併騒動で延び延びになっていたんですね。

市が扱う「債権」には、市民税や固定資産税など公債権と、  
給食費や市民病院の診察料のような私債権の2種類があります。

それぞれ、市の請求権限、時効などに差があるのですが、きちんと支払っていただくために条例を定めようというものです。  
14億円もの不払いは、公平性、公正性からいえば、大きな問題。  
正直者がバカをみないようするための手続き条例です。  
もちろん、この不景気、  
ホントに払えない人には、今までにもそれなりの対応があります。